

議案第125号

佐野市葛生あくとデイサービスセンターの指定管理者の指定について
佐野市葛生あくとデイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
佐野市あくと町3084番地
佐野市葛生あくとデイサービスセンター
- 2 指定する指定管理者
佐野市仙波町847番地
社会福祉法人報徳会
理事長 石川 叔郎
- 3 指定管理者に指定する期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

理 由

佐野市葛生あくとデイサービスセンターについて、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条

の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7—11 …省 略…

議案第125号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	社会福祉法人報徳会
種 別	社会福祉法人
設立年月日	昭和52年10月27日
資 産 総 額	9億9,707万3,947円
従 業 員 数	147人
設立の趣旨	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事業概要	(1) 特別養護老人ホームの経営 (2) 老人デイサービス事業の経営 (3) 老人短期入所事業の経営 (4) 老人介護支援センターの経営 (5) 障害福祉サービス事業の経営 (6) 老人居宅介護等事業の経営 (7) 認知症対応型共同生活介護の経営
類似施設での指定管理の実績	佐野市葛生あくどデイサービスセンター